○東京藝術大学における外国の大学との共同学位実施に 関する規則

> 令和2年11月19日 制 定

(目的)

第1条 この規則は、本学と外国の大学との間において組織的かつ継続的な教育連携関係を構築し、質の保証を伴った教育課程又は教育プログラム(以下「教育課程等」という。)を相互に編成して、広範で高度な学修機会を学生に提供すること等を目的として、本学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムに関し必要な事項を定める。

(実施の方針)

- 第2条 本学が外国の大学と共同で実施する学位プログラムは、授与する 学位の水準の維持及び向上が図られるような十分な連携体制の下で教育 課程等が編成及び実施され、適切な学位授与の方針の下で研究指導並び に学位論文等の指導及び審査の体制が確立及び実施されることが確認及 び検証でき、前条の目的が達成されるものでなければならない。
- 2 前項に適合し、かつ、本学と外国の大学双方の教育資源を相互に活用することで本学のみでの学修では得られない学修機会を提供できることにより、当該教育課程等を履修する学生に対する十分な教育効果が期待できる学術分野を扱う専攻等を有する外国の大学を選定し、共同学位プログラムを実施するものとする。

(定義)

- 第3条 この規則において「ダブルディグリー」とは、次項から第3項までのいずれかにより、本学及び連携する外国の大学がそれぞれ学位を授与することをいう。
- 2 この規則において「ダブルディグリー(複数論文型)」とは、本学及 び連携する外国の大学の協議に基づき、それぞれの大学院の教育課程等 を履修し、かつ、異なる2つの学位論文等を作成して、それぞれの大学 院に提出した学生に当該学位論文等に係るそれぞれの審査に基づきそれ ぞれの大学院が学位を授与することをいう。
- 3 この規則において「ダブルディグリー(単一論文型)」とは、本学及び連携する外国の大学の協議に基づき、それぞれの大学院の教育課程等の履修及びそれぞれの大学院が共同で実施する研究指導を受け、かつ、それぞれの大学院に同一の学位論文等を提出した学生に、当該学位論文等に係るそれぞれの審査又は共同での審査に基づき、それぞれの大学院が学位を授与することをいう。
- 4 この規則において「ジョイントディグリー」とは、大学院設置基準 (昭和49年文部省令第28号)第35条の規定に基づく外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻を設け、当該外国の大学院と連携 して共同で実施する単一の教育課程を修了した学生に、本学及び当該連携する外国の大学院が共同で単一の学位を授与することをいう。

5 この規則において「学位プログラム」とは、ダブルディグリーの学位 を授与する教育課程等(以下「ダブルディグリープログラム」という。) 及びジョイントディグリーの学位を授与する教育課程(以下「ジョイン トディグリープログラム」という。)をいう。

(実施対象)

第4条 本学における外国の大学と共同で実施する学位プログラムの実施 対象は、研究科とする。ジョイントディグリープログラムにあってはジョイントディグリー委員会の審査及び国際連携専攻の設置認可を経て当 該学位プログラムを実施するものとする。

(学位授与の要件)

第5条 ダブルディグリーに係る学位授与の要件は、本学及び当該連携する外国の大学の定めるところによる。

(学位授与の手順)

- 第6条 ダブルディグリー(複数論文型)の学位授与は、当該教育課程等 を履修する学生であって、本学及び当該連携する外国の大学のそれぞれ に異なる学位論文等を提出し、それぞれの大学において実施する審査に 合格し、修了が認定されたものに対して行う。
- 2 ダブルディグリー(単一論文型)の学位授与は、当該教育課程等を履修する学生であって、本学及び当該連携する外国の大学に同一の学位論文等を提出し、それぞれの大学が実施する審査又は共同で実施する審査に合格し、修了が認定されたものに対して行う。

(授業料等の不徴収)

第7条 学位プログラムにおける受入学生にかかる検定料、入学料及び授 業料は相互に徴収しないものとする。

(協定)

- 第8条 ダブルディグリープログラムの実施に際しては、事前に当該連携 する外国の大学と当該ダブルディグリープログラムの実施に係る次の各 号に掲げる事項について協議し、研究科間協定等を締結するものとする。
 - (1) 教育課程等の内容に関する事項
 - (2) 運営体制及び教育組織に関する事項
 - (3) 教育課程等の評価及び質の保証に関する事項
 - (4) 履修学生の人数及びその選抜方法に関する事項
 - (5) 学生の研究指導及び学位審査の方針及び体制に関する事項
 - (6) 授与する学位に関する事項
 - (7) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
 - (8)授業料等の取扱いに関する事項
 - (9)運営等に係る経費負担に関する事項
 - (10) その他教育課程の運営に関し必要な事項
- 2 ジョイントディグリープログラムの教育課程の編成及び実施に際しては、事前に、当該連携する外国の大学と当該ジョイントディグリープログラムの実施に係る次の各号に掲げる事項について協議し、大学間協定等を締結するものとする。

- (1)教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育課程の運営体制及び教育組織の編成に関する事項
- (3)教育研究活動等の状況の評価及び質の保証に関する事項
- (4) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (5) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (6) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (7) 運営等に係る経費負担に関する事項
- (8) その他教育課程の運営に関し必要な事項 (雑則)
- 第9条 ダブルディグリープログラムの実施に当たっては、現行の制度に 則して進めることを原則とする。ただし、ダブルディグリープログラム の実施上、現行の制度によりがたい事項については、この規則の定める ところにより取り扱うものとする。
- 2 この規則及び法令等に定めるもののほか、学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和2年11月19日から施行する。